

日本汎太平洋東南アジア婦人協会規約

第1条(名称)

本会は、日本汎太平洋東南アジア婦人協会(the Pan Pacific and Southeast Asia Women's Association of Japan 略称日本パシイワ)という。

第2条(住所)

本会は、東京都杉並区西荻北3丁目13番4号 メゾンドール西荻窪301に本部事務所を置く。

第3条(国際連帯)

本会は国際連帯による平和と発展を実現するために1928年の国際会議に基づいて設立された the Pan Pacific and Southeast Asia Women's Association(略称国際パシイワ)に加盟する。
国際パシイワは、国連経済社会理事会、UNESCO、UNICEF および ESCAP に諮問的地位を有する。

第4条(目的)

本会は、太平洋及び東南アジア地域の女性が互いの理解と友情を深めるとともに、地域の女性、子ども及び家族のために教育、福祉、環境などの社会問題の改善に努め、もって国際平和に寄与することを目的とする。

第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 汎太平洋東南アジア地域における教育、持続的開発などへの支援活動および国内外での交流
- (2) 汎太平洋東南アジア地域の文化や社会問題に関する学習と啓発活動
- (3) 汎太平洋東南アジア婦人協会国際会議への参加
- (4) 国連経済社会理事会に協議資格をもつ国際パシイワを通じて同理事会に汎太平洋東南アジア地域の女性・子ども・家族の福祉および平和について提言
- (5) 国連にかかわる NGO として国連、国際会議への女性の参画の強化および促進
- (6) 本会の活動、運営の資金のための事業の企画と実行
- (7) 会報“PPSEAWA”の発行と広報活動

第6条(支部)

本会は全国活動強化のために、支部を設けることができる。現在、関西支部、愛

知支部をもつ。

7 第7条(会員資格)

- (1) 本会の目的に賛同する18歳以上の女性で、パシイワ加盟国の国籍をもち、かつ日本に居住する者は、会員の推薦を受けて役員会が承認し、会員となることができる。
- (2) パシイワ加盟国の国籍を持ち、日本に一時的に在留する18歳以上の女性で、本会の目的に賛同し、活動に協力する意思のある者は、会員2名の推薦を受け、役員会が承認すれば、準会員となることができる。準会員は会費を払わなくてよい。準会員は、総会に議決権なく出席し、且つ本会の行事に参加できる。但し役員、委員になることはできない。期間は3年間とするが、この間パシイワのために特に貢献した者については、役員会は更新を認めることができる。
- (3) 本会の目的に賛同する男性は、その活動を支援するために賛助会員となることができる。賛助会員は、総会に議決権なく出席し、且つ本会の行事に参加できる。但し役員、委員になることはできない。賛助会員になるには、2名の推薦を受け、役員会によって承認されなければならない。

第8条(会員資格喪失)

会員は以下の事由をもって会員資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出た場合
- (2) 理由なく3年以上会費を滞納した場合
- (3) 死亡
- (4) 会の名誉を著しく傷つけるような行為があった場合は、役員会の決定に基づいて除名する。

第9条(会費)

本会の会員は年額5,000円の会費を納める。
支部会員の本部への納入額は細則で定めるところによる。
賛助会員の会費は、年額1口3,000円以上、何口でもよい。

第10条(名誉会長・顧問)

本会に名誉会長をおくことができる。本会の発展のために特に功労のあった元会長を役員会が推薦し、総会で決定する。名誉会長は、役員・委員長会議に投票権なく出席できる。名誉会長は会費を払わなくてよい。役員・委員長会議は、必要に応じて会長経験者を顧問として投票権なくして出席することを要請できる。

第11条(役員・監事・委員長)

本会に役員、監事、委員長をおく。